

平成23年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成23年3月4日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第20 発議第 1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について
- 日程第21 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22 議案第16号 平成22年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第17号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第18号 平成22年度片品村老人保健特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第25 議案第19号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第26 議案第20号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第27 議案第21号 平成22年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第28 議案第22号 平成22年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第29 議案第23号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第30 議案第24号 平成23年度片品村一般会計予算について
- 日程第31 議案第25号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第26号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 平成23年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第13 議案第9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第11号 指定管理者の指定について
日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について
日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について
日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について
日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について
日程第20 発議第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について
日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第22 議案第16号 平成22年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
日程第23 議案第17号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第24 議案第18号 平成22年度片品村老人保健特別会計補正予算(第2号)について
日程第25 議案第19号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第26 議案第20号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第27 議案第21号 平成22年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第28 議案第22号 平成22年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について
日程第29 議案第23号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

(日程第22から日程第29まで一括上程)

- 日程第30 議案第24号 平成23年度片品村一般会計予算について
日程第31 議案第25号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第32 議案第26号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第33 議案第27号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第34 議案第28号 平成23年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第35 議案第29号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第36 議案第30号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

(日程第30から日程第36まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 3 年 3 月 4 日			
出席議員 1 3 名		欠席議員 名	欠員 1 名
第 1 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 2 番	星 野 千 里		(出 席)
第 3 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)
第 5 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 6 番	大 竹 文 夫		(出 席)
第 7 番	星 野 侃 三		(出 席)
第 8 番	高 橋 正 治		(出 席)
第 9 番			
第 1 0 番	吉 野 勲		(出 席)
第 1 1 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 2 番	星 長 命		(出 席)
第 1 3 番	萩 原 日 郎		(出 席)
第 1 4 番	星 野 完 治		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長（入澤登喜夫君） ただいまから、平成23年第1回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時05分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（入澤登喜夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番 高橋正治君及び10番 吉野 勲君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（入澤登喜夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月11日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（入澤登喜夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長（入澤登喜夫君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

8番 高橋正治君。

（8番 高橋正治君登壇）

8番（高橋正治君） はい、8番。

高橋正治でございます。

質問に先立ち、先ほど議長からお話がありましたように、村民の一人が一時期定住をしておりましたニュージーランド南部で発生した大地震で被災した犠牲者に心から哀悼の誠を捧げますとともに、日本人安否不明者の一日も早い救出を心から願うものであります。

また、九州各地や愛知県等で発生している鳥インフルエンザ、宮崎県の霧島連山新燃岳の火山の噴火等についても、一日も早くの終結を願うものであります。

それでは、通告に基づき、観光振興対策等についての3件と地上デジタル放送関係についての2件、あわせて計5件の質問をいたします。

まず、観光振興対策等についての観光振興対策委員会設立の必要性について、質問をいたします。

依然として長引く景気の低迷あるいは趣旨等ニーズの多様化により、観光産業は一段と厳しい状況にあります。かつて、この片品村を大きく発展に導き貢献をしてくださいましたスキー産業、旅館・民宿業を始め、観光に携わる皆様は大変な苦勞を重ね、その対応に苦慮をしていることはご承知のとおりであります。

この片品村の発展には、農業の発展とともに観光の振興は最も大切であり、必要不可欠でありますことは言うまでもありません。

そんな厳しい時代の中ではありますが、明るい見通しとして本年3月19日、本県と栃木県そして茨城県の3県を結ぶ待望の北関東自動車道が全線開通をいたします。南北を結ぶ縦軸の関越高速道に横の連絡網ともいべき十字軸の完成により、連結する国道120号線を有する本村にも大勢の観光客が訪れることに大きく期待をしております。

しかしながら、ストロー現象により、本村が通過村となる心配も一方では併せて懸念をしております。

その対応策として、村及び観光協会並びに経済三団体・スキー場連絡協議会・民宿旅館組合あるいはペンション協会等を始め、関係団体がしっかり連携し、力を合わせ乗り越えることが必要ではないかと考えます。

そのためにもこのあと質問をいたします高原野菜等の高付加価値化の取組強化とグリーンツーリズム推進を図る上においても、なおかつ、観光産業の更なる発展のためにも、仮称ではありますが、観光振興対策委員会の設立を図り、対応策を講じることが必要と考えますが、村長の考えをお願いいたします。

続いて、2番目となります高原野菜等の高付加価値化の取組強化とグリーンツーリズム推進について、村長に質問をいたします。

この質問につきましては、その後の第3次片品村総合計画後期基本計画片品村尾瀬の郷構想の作成の段階にて何度かの説明を受け、おおよその理解をしているところでありますが、喫緊の課題であります少子高齢化対策・若者の定住促進あるいは雇用対策問題等を踏まえ質問をいたします。

これからの足腰の強い農業を進めるには、高付加価値のある高原野菜を始め、パン・うどん等の材料となる小麦、豆腐の原料となる大豆等の穀物類を推進し、高付加価値型農業

の推進が最も大切であると考えております。

特に、寒暖の差のある気候を最大限利用した片品村の特産品を作り出すことが、強く求められております。あわせて加工品の開発とともに、流通及び販売の促進は、最も大切でありますことは申すまでもありません。

喜ばれる農業を推進し、観光農園あるいは体験農業を進め、グリーンツーリズムの強化推進が、雇用対策問題、人口の流出減少対策等に最も効果があり、観光の推進にもつながると考えておりますが、村長のお考えについて質問をいたします。

続いて、大型観光キャンペーンであります本年7月から9月に開催される群馬デスティネーションキャンペーン（DC）について、観光課長にご質問をいたします。

このキャンペーンについては、群馬県と県内35の市町村、その他の関係団体が一体となって群馬県の魅力を全国に向けて広くアピールし、心を込めてお客様を迎え、より一層の観光振興対策を図る取組と聞いており、私も相当の期待をしておりますが、片品村ではこのキャンペーンについて、どのような取組を計画し、またその効果については、どのような期待がもてるのか質問をいたします。

続いて、最後の質問となりますが、地上デジタル放送の対応についての送信及び受信施設の工事進捗状況についてと生活弱者であります高齢者世帯等に対する地デジチューナー支援実施について、質問をいたします。

いよいよ本年7月24日には、長年私たちの目を楽しませてくれましたアナログ放送から地デジ放送に変わり、より一層の鮮明なテレビ放送が楽しめるところでありますが、その対策として難視聴地域についての送信及び受信施設の工事の進捗状況については、どのように進んでいるのか質問をいたします。

なお、鮮明に映る地上デジタル放送は、非常に素晴らしい大きな喜びであります。残念ながらアナログ用のテレビでは、画像が全く映りません。その対策としてテレビを地デジ用に換えるか現状あるテレビに地デジチューナーを設置すれば画像を楽しめると聞いております。

そこで村長に質問いたしますが、高齢者世帯等に対する地デジチューナー支援対策とアナログ放送から地デジ放送に変わる周知対策はどのように進んでいるかを質問いたします。

以上、大きく分類をしまして観光振興対策についてと地上デジタル放送についての2件ですが、詳細的については5件の質問となりますが、よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

なお、席上にて再質問をさせていただくことがあるかと思いますが、あわせてよろしくお願ひいたします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

高橋正治議員への質問にお答えいたします。

まず、最初の観光振興対策等についてですが、1番目の観光振興対策委員会（仮称）の設立の必要性について、お答えいたします。

村の基幹産業の一つである観光業の不振は、雇用や経済そして人口減少の面から見ても大きな問題であると捉えています。

長引く不況と若者の雇用の不安定化、低価格の海外旅行の伸びなどにより、我が国の国内観光は減少を続けています。本村におきましても、同様の傾向でございます。

一方、団塊世代が退職期を迎え、旅の需要が高まることが期待できることや体験観光の増加、外国人観光客の増加などの動きも見られます。

第3次総合計画後期基本計画づくりでも、これらのことを十分に踏まえて、計画策定を行いました。今後、その後期基本計画に則り、各施策を実施していくわけですが、関係者が一緒になり考え研究し、行動を起こすことは大切なことと考えています。

計画の具現化に向け、既存の組織で対応できるのか、新たな組織がよいのかも含めて検討が必要と思います。

いずれにいたしましても、関係者のご理解とご協力は不可欠でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2番目の高原野菜等の高付加価値化の取組強化とグリーンツーリズム推進についてでございますが、来年度、すなわち今年4月がスタートの第3次総合計画後期基本計画には、構想実現に向けてのシンボルプロジェクトが設けてあります。

例えば、これまでの尾瀬などの登山とスキー・合宿観光に加えて、高齢者や障害者・子ども・外国人を対象にした、食・温泉・ウォーキング・体験観光の推進と農産物加工品や料理のブランド化などがございます。

片品の特産であります高原野菜等の高付加価値化の取組強化として、1次産業のみならず、加工や販売そして料理など観光面への取り入れなど、農業を中心とした6次産業化の推進は重要な位置付けと考えております。

昨年8月、関東農政局長に招かれた会議の席で、私は国へ、6次産業化の推進を強く要望いたしました。そして、この3月1日、6次産業化法が施行されたことは、誠に感慨深いものがあります。この6次産業化は、議員ご指摘のように、農業の高付加価値化のみならず、雇用の確保にもつながると考え、村としては国などにも相談やら支援をお願いしながら積極的に取組、検討をしてみたいと考えております。

また、農家等と連携した体験観光、いわゆるグリーンツーリズムの推進は、この6次産業化もからめながら修学旅行生の誘致などを含めて、積極的に取り組んでみたいと考えているところです。

3番目の群馬グスティネーションキャンペーンの取組とその効果については、担当課長に説明させます。

続いて、二つ目の質問、地上デジタル放送の対応についてでございますが、いよいよテレビアナログ放送が今年の7月24日をもって放送終了となりますが、電波塔として永い間、

親しまれてきた東京タワーに代わり、新しく建設されている東京スカイツリーも2008年7月着工以来2年8か月の歳月を経て、現在その高さは600mを超え電波塔では世界一の高さとなる634mに間近となり佳境を迎えております。本年中の完成、2012年春の開業を目指し、順調に進んでおるようです。

さて、1番目の送信及び受信施設の工事進捗の状況についてでございますが、本村の地上デジタル放送につきましては、主となる片品テレビ中継局が、2008年12月1日に開局し、既に運用を開始しているところでございます。

村内には、この片品中継局の電波を受信できない難視聴地域が8地域ありますが、この8地域すべての難視聴を解消するため、共聴施設整備事業を進めているところであります。

鎌田・中里・岩鞍の3地区につきましては既に終了し、視聴できるようになっております。戸倉・御座入・花咲の3地区につきましては、先月下旬に総務省の許可がおり、3月1日より運用を開始しています。

また、戸倉・丸沼の2地区につきましても、昨年中に工事発注をしておりますが、積雪が多く、現在作業を休止しておりますが、雪解けを待ち、早期に完成できるよう準備を進めているところでございます。

また、このほか地上デジタル放送視聴の方法としまして、議会の皆様を始め、村民皆様のご理解・ご協力をいただき、昨年まで全村内に整備させていただいているフレッツ光サービスを利用しても視聴可能となっております。

次に、2番目の生活弱者（高齢者世帯等）に対する地デジチューナー支援実施等についてですが、現在、総務省では受信機器購入等の支援として、NHKの受信料が全額免除の世帯で、生活保護などの公的扶助を受けている世帯、障害者がいる市町村民税非課税の世帯、社会福祉施設に入所されている世帯に対しまして、経済的な理由で地上デジタル放送への移行経費が負担できない世帯に、地デジチューナーの無償給付等の支援を行っていません。

また、地上デジタル放送への切り替えで不明なことがありましたら、広報かたしなをご覧になるか、総務省テレビ受信者支援センター「デジサポ群馬」等へ、お問い合わせいただきたいと思います。

アナログ放送終了の7月には、全村民こぞって地上デジタル放送が視聴できるよう今後とも周知・ご指導いただきますようお願い申し上げまして、高橋正治議員への答弁とさせていただきます。

議長（入澤登喜夫君） 次に、むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

それでは群馬デスティネーションキャンペーンの取組とその効果について、質問にお答えをいたします。

デスティネーションキャンペーンいわゆるDCとは、ご案内のようにJRグループ6社

と自治体と観光事業者などが、協同で実施をする大型観光キャンペーンのことでありますけれども、今年7月から9月までの3か月間、群馬県で行われます。

現在、知事を会長に協議会が設立され、群馬県が中心となりまして、県内市町村や観光協会等が協力し、本番へ向けての準備作業をしているところでございます。

片品村の取組といたしましては、観光産業に携わる方々に協力をしていただきまして、新たな視点での観光素材の洗い出しや再確認、そして新たな観光企画の検討などを行ってきております。

その一つが、ヘルスツーリズムの推進であり、着地型のツアーとしてDCに向けて、専用ホームページの立ち上げ発信など、準備に取り組んでいるところでございます。

DC期間中は、群馬県全体の露出度がJR駅を中心に格段にアップいたしますので、片品村の存在を知っていただくには絶好の機会であります。引き続き片品村のPR・情報発信に取組、努めてまいります。

また、群馬県の補助や武尊山観光株式会社などからご負担をいただきまして、今年6月から9月まで期間限定でありますけれども、上毛高原駅や後閑駅と武尊牧場を直結するバス路線運行を計画しております。片品村は駅から遠く、2次交通対策は重要と考えております。マイカー離れが進むとされる将来に向けて、2次交通について実施をするとともに検証もしていきたいと考えているところでございます。

DCは、日本最大の観光イベントと言われております。指定された地域にとりましては、その成功に向けて、JR各社を始めとして様々な仕掛けと膨大な広告費、エネルギーが投入されますので、メリットがあるところを見極めて取り組んでいきたいと思っております。

次に、DCの効果でありますけれども、様々な媒体を通じ群馬県全体が取り上げられますので、群馬全体のイメージアップにつながる事が一番大きい効果かと思っております。

また、本番では実際はマイカー利用を中心に、県内にお客様が確実に増えると予測されますので、仕掛けとPRなど各関係者の取組によっては、購買や宿泊などの効果が期待できるかと思っております。

DCで大切なことは、携わる方などが、より一層お客様の満足度を上げ、リピーター化を図り、今後に向けてお客様の増加に結びつける「きっかけ」にすることであり、せっかっくの機会を一過性のものとしないうで、地域が元気になる取組に結びつけることが大事であるかと思っております。そしてその効果と可能性があると思っております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

ただいま答弁をいただきましたが、より村の活性化を図るには、農業を最大限に活かした観光の取組が、これから強く求められると考えます。そのためにも基盤を整えることが必要であり、関係者一体となって英知を結集し、観光振興に取り組んでいただきたいと思っております。

また、群馬デスティネーションキャンペーンについては、その時だけの一過性とならず、その後の取組等に十分活かされることとなるよう努力のほどをお願いいたします。

なお、最後の質問であります。地デジ対応につきましては、工事の完成あるいは広報等で何回もの周知を図り、チューナーについてはNHKが中心となり対応していくとのことで、安心をしたところでありますが、一世帯とも見ることができないことのないよう更なる周知と努力をお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（入澤登喜夫君） 以上で一般質問を終わります。

日程第5 議案第1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について

議長（入澤登喜夫君） 日程第5、議案第1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

現在、片品村にはあわせて五つの小中学校がありますが、本年4月の入学者が0人の小学校があるなど、急速に進む少子化の中で学校はどうあるべきなのか、また5校それぞれの校舎は老朽化が進み、耐震補強や大規模な改修の必要性も生じてきております。

それらのことを中心に1年間、ご審議をしていただき、今後の方向性を出す上での参考にさせていただきたいと考えております。

昨年度から2か年をかけて策定した教育振興基本計画にも則した委員会でありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、教育次長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

教育次長 佐藤八郎君。

教育次長（佐藤八郎君） はい。
（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

非常に重要な条例だと私は考えております。

村長に伺いたいんですが、この条例を現在1年という任期を、一応村長からの説明で1年とお聞きしましたが、いろいろ安全性の問題等あるとお聞きしたんですが、教育の問題、この問題には片品の片品らしい教育のあり方をどうしていくかという非常に根本的な問題が関わっていると思いますので、私はその1年と現在することの理由といいますか、切羽詰まった理由というのが、いまひとつはっきりしないと思います。

その意味で、例えばここで目的として出されている第2条ですか、読み上げますと「平等に高い知識と豊かな社会性を身につけ、健やかに育つことができるように」ということですけれども、こういう観点から見て現在の状況におくと、この目的を損ねるような重大な事態が発生しかねないと考えているというふうに、私は推測せざるを得ないわけですが、その点について具体的に、どのような問題が発生しているのかということが、もしありましたらお願いしたいということが一点目です。

それから二点目ですが、組織についてですが、関係する団体の代表者ということですが、これについてはどのような団体を現在想定しておられるのかについて、及び片品村議会の議員とありますけれども、これは前に確か公共交通検討委員会の時にもちょっと論議になったように私は思いますが、議会というのは、議員というのは改めて議会の一員として、責任を持ってこの問題について判断をしなければならない。独自に論議を進めて判断しなければならないという立場にあるものであって、私は議員が個人としてこういうものに入るという、議会として代表を派遣するかどうかは、議会で検討すればいいことですが、議員個人という形でこのように議員と出すことについては、ちょっと理解できないんですが、どういう意図があるのでしょうか。

それからもう一つは、現にある片品村の教育委員会とこの検討委員会との関係については、どのように考えておられるのか。

以上が組織についての大きく言って二点目の質問です。

とりあえずそれをお願いしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

大竹議員の質問にお答えさせていただきます。

1 番目は、重要な問題が、どこにどのように想定されるのかということでありますけれども、ただいまこの議案の中で説明させていただきましたように、確実に少子化が進んでいるのも実態であります。

また、耐震補強という説明をさせていただきましたけれども、ご存知のように平成21年度の内閣府の地震マップを見たところ、日本全体の地図に危険度の色分けがしてありますが、この利根沼田については、ありがたいことに日本の危険度の中では、最も少ない。

30年以内に震度6弱以上の地震が起きる確立が0.1%未満というところでありますけれども、しかし0.1%未満であっても、やはり危険性があるということは、今後もそうしたことに対応していかなければならないと考えております。決して、今緊急にこうした問題が起きるとかそういうことではありませんので、ご理解していただきたいと思っております。

それから委員会の20名の選び方あるいは教育委員会との問題、この2番目、3番目につきましては、教育次長あるいは教育長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 教育次長 佐藤八郎君。

教育次長（佐藤八郎君） はい。

それでは大竹議員の質問にお答えをいたします。

始めに、第4条で規定をしております関係する団体の代表者ということでございますが、文字通り第2条にうたっておりますように、片品の子供たちが平等に教育を受けられるようにということでございますので、現に子供たちを養育している保護している保護者の方たちを規定しております。

その中の団体といいますと、PTAそれから保育所の保護者会といったような代表者を想定しておりますが、これはまた今後更にほかの団体についても検討を進めていきたいと考えております。

それから2番目の第4条第2項第2号でございますが、村議会の議員の方々、これにつきましては大竹議員指摘のような考え方も誠に思いますが、大竹議員おっしゃいましたように、誠に今後の片品村の教育それから片品村の将来にとって、重要な審議をしていただきますので、議員の方にも是非ご意見をいただいたり、お考えをお聞きしたいということで、片品村議会の議員ということでお願いをしたいと考えております。

それから最後に、教育委員会としての考えということでございますが、学校の設置等に

つきましては、最終的には条例等で定められておりますけれども、教育委員会がこれについては設置、管理それから廃止等について、定めることになっております。法律によりまして。

ですので、私どもが今考えておりますのは、教育委員の方々については、これは決定しているわけではございませんが、考えているところでは、オブザーバーという形で参画していただいて、求めに応じて考えを述べていただくというふうに教育委員会の委員について考えているところでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 教育長、補足はありますか。

教育長（星野準一君） はい。

議長（入澤登喜夫君） 教育長、星野準一君。

教育長（星野準一君）

最後に出ました教育委員会とこの検討委員会の関係についてという部分に関して、補足をさせていただきます。

今、次長が説明をいたしましたように、教育委員会は学校のあり方について最終的に決定をする権限のある機関でございます。

したがって、この決定する機関が、決定を下す判断をするために広く皆さんの意見あるいは考え方等を参考にしながらしていきたいということで、この検討委員会を設置し、審議等をしていただくものでございます。

これは村長に答申をされる時と同じように、教育委員会でも参考にさせていただいて、将来に対する方向付けの決定の参考にさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

今のお考えを聞いた上で、私がもう一点お聞きしたいのは、村長が先ほど1年間に区切ってとおっしゃられたことについてちょっとこだわるんですが、役職の方ですとPTAなり保護者会等ですと1年の任期ということでなかなか難しい問題もありますが、より片品村の村内の皆さんの英知を結集して、より良い教育のあり方、村立学校のあり方をするた

めには、やはり私はあまり拙速でないほうがいいと思いますので、その1年と先ほど村長がおっしゃったことについて、もう一度その意図についてお願いしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この1年の関係についてですけれども、当然あり方検討委員会で検討していただいて、1年間の中に方向性が見いだせるとそのように考えているわけですけれどもその場合に、あり方検討委員会のほうで、やはり期間がもう少し長期的になるという場合であれば、その都度相談させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑はありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

こういうあり方についての検討委員会は、もちろん私は必要だと思いますが、ちょっと補足的な意味でもう一度私の意見を述べて、賛成意見としたいと思います。

結論として、小学校の統廃合問題とその統廃合をした小学校をどういう形で造るかということが、形として結論が出てくるんだと思いますが、その結論は私もどういうものかいいのかということについては私自身もありませんが、ただそれを進める過程というのが私は重要だと思います。そこで手間と暇を掛けて、場合によってはお金を掛けて、どれだけ私たちができるかということが非常に重要だと。

それは何かといいますと、今教育に直接関係しているというか、学校教育に小中学校の教育に関係している直接当事者の村民の方が、むしろ村内では少数だということなんですよ。そして子供たちも、少子化だ少子化だということのそのプレッシャーというのは、

子供たち自身が一番感じているのではないか。同時にその保護者の方が、直接の当事者たちが一番感じているということの中で、村を挙げてどうこの問題に取り組んでいるのかということ、私たちがどれだけ示せるかということが、そのようなある意味では孤立した状況におかれている子供たちや当事者の保護者の皆さんたちと一緒に考えていく。そういう方とも一緒に考えるような基礎を作っていくことが必要だと思います。

例として言えば、これは教育長が何かの時に例を出されたんですが、旧新治村の統合の時に、地域でいえば存続が圧倒的に多数である。ただ、当事者たちの皆さんにするとやっぱり統廃合して良かったという意見が強いんじゃないかというような趣旨だったと思う。私が正確かどうか分からないが。

そのことが、それは私としても非常に良く理解できる。でも私はやっぱり両方の方があげてこの問題について取り組むということ、をどれだけできるかということで、是非手間や暇を惜しまず、場合によっては金も惜しまずにやっていただきたいと関係者の皆さんに、最後に要請して私の意見表明といたします。

議長（入澤登喜夫君） これですべての議論を終わります。

これから、議案第1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第6、議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律等及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関連する片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものがあります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 桑原 護君。

総務課長（桑原 護君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

る条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第7、議案第3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、関連する外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正し、国際機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合を100分の70未満にも設定できるようにするものであります。

附則につきましては、施行期日を平成23年4月1日に定めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第8、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

議案第1号でご承認をいただきました片品村立学校のあり方検討委員会委員の報酬日額を他の同様委員と同額の8,000円に定め、別表に加えるものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、平成23年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長(入澤登喜夫君) 日程第9 議案第5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

国家公務員の病気休暇制度の一部改正に伴い、関連する片品村職員の給与に関する条例、片品村職員の寒冷地手当に関する条例、片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例、片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を一括改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 桑原 護君。

総務課長(桑原 護君) はい。

(詳細説明)

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第10、議案第6号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第6号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

条例の第67条に固定資産税の納期を定めておりますが、この第4期中の「11月1日から同月30日」を「1月1日から同月31日に」に改めるものです。

これは、旅館民宿組合の要望を受けて、11月のシーズンオフをさけて、シーズン中の1月に移し、大口納税者の便宜を図るものですが、これに伴う弊害がどの程度生じるかを検討してまいりましたが、支障のない結論に達しましたので、今回一部改正をするものです。

附則につきましては、施行期日を関係者に対して十分に啓蒙する意図で、平成24年4

月1日に定めるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第11、議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

条例第12条に国民健康保険税の納期を定めておりますが、この第6期中「12月1日から同月31日」を「12月1日から同月25日」に改めるものです。

これにつきましては、毎年12月31日は年末休日のため、字句の整理をするものです。

第24条の4につきましては、国民健康保険税の減免の特例を規定しておりますが、この第1項中「2年を経過する月までの間に限る。」を「当分の間。」に改めるものです。

これにつきましては、政令の改正によるものです。

附則につきましては、施行期日を平成23年4月1日に定めるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第12、議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

第4条に、普通徴収に係る保険料の納期を定めており、この第5期中「12月1日から同月31日まで」を「12月1日から同月25日まで」に改めるものです。

これにつきましては、毎年12月31日は休日のため、字句の整理をするものです。

附則につきましては、施行期日を平成23年4月1日に定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第13、議案第9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の指導により景気情勢等を踏まえ、借換制度を期間限定で使用できるようにし、また更に融資期間を最長3年間延長することを可能とするもので、村内中小企業の振興を図るために、一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第14、議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬大橋公園が、平成22年度にグラウンドと広場の基本的な整備が済みしましたので、今後は片品村で運動施設として管理していくため、片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部について、改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君） はい。

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(入澤登喜夫君) 暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

議長(入澤登喜夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第11号 指定管理者の指定について

議長(入澤登喜夫君) 日程第15、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第11号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村並木運動広場、片品村戸倉地区公園、片品村尾瀬ぷらり館及び戸倉運動広場につきましては、第7区に管理を委託しているところでございますが、このたび3月末をもって期間満了となるため、引き続き指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日の5年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について

議長（入澤登喜夫君） 日程第16、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第12号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村営武尊牧場観光施設につきましては、平成18年度から22年度までの5年間、武尊山観光開発株式会社を指定管理者として運営を行っておりますが、契約期間の終了に伴い、引き続き同社を指定管理者の候補者として協議を進めてまいりました。

武尊山観光開発株式会社につきましては、本施設の他にスノーパル・オグナほたか、武尊牧場スキー場、宝台樹スキー場などの公営観光施設の運営実績があり、地元地域からの信頼もあることから、引き続き指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日の5年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について

議長（入澤登喜夫君） 日程第17、議案第13号 指定管理者の指定についてを議題と

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第13号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村住民センターにつきましては、平成18年7月1日から平成23年3月31日まで、鎌田区に指定管理者の指定をお願いしてあります。

引き続き、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、鎌田区に指定管理者の指定をお願いするものであります。

尾瀬大橋公園につきましては、平成22年度にて基本的な整備が済んだところですが、鎌田区から指定管理者の指定申請がありましたので、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、鎌田区に指定管理者の指定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

尾瀬大橋公園について、質問をいたします。

この公園施設の整備につきましては、尾瀬大橋の完成とともに村としても約16年間の長きにわたる大きな課題でありましたが、ここに住民を始め村民の念願がかない立派に建設が出来ましたことに、深く敬意と感謝を表すものであります。

そこでこれからの管理、運営について、農林建設課長に伺いますが、施設の管理、運営については指定管理者となる鎌田区との協議を慎重に何度も重ね、その結果、管理者に特別な負担を求めることなく、また村として最小限の費用にて最善の方法で管理の調整に至ったと聞いておりますが、その理解でよろしいのかお伺いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君） はい。

この尾瀬大橋の管理につきましては、高橋議員のご質問のとおり鎌田区と何度も協議を

重ねてまいりました。

特に、トイレの管理につきましては、浄化槽の保守点検それから電気料等、大変経費が掛かりますので、この部分につきましては他の公園同様、村で経費の負担をするという予定でございます。

また、トイレの清掃等につきましても、指定管理者とは別に委託を出したいと考えております。更に詳細な部分につきましては、鎌田区と十分に協議を重ねながら最善の方法で管理をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

分かりました。

この運動場と公園が併設されるということで、非常に管理が難しいと思いますが、大切な施設でありますので、これからの管理、運営についても最大の努力をもって、村民に喜ばれる施設となりますようよろしくお願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について

議長（入澤登喜夫君） 日程第18、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第14号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

花の駅片品につきましては、片品村振興公社株式会社に管理を委託しているところですが、このたび3月末をもって期間満了となるため、引き続き平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、片品村振興公社株式会社に指定管理者の指定をお願いするものであります。

期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について

議長(入澤登喜夫君) 日程第19、議案第15号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第15号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村老人憩の家につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで第4区に指定管理者として管理をお願いしてあります。

引き続き平成23年度についても、第4区に指定管理者の指定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第15号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について

議長(入澤登喜夫君) 日程第20、発議第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 星野完治君。

(14番 星野完治君登壇)

14番(星野完治君) はい、14番。

発議第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、議会の権限に属する事項で、長において専決することのできる事項を定めたものであります。

その内容は、条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等の整理を行い、かつ、村独自の判断を伴わない条例を定めること。

損害賠償の額が100万円以下のものの和解に関すること。

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

群馬県市町村総合事務組合を構成する市町村の市町村名、一部事務組合名及び広域連合名を増減すること。

議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額若しくは減額が請負代金額の10分の2を超えない変更契約を締結すること。

以上の5項目が、村長より地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項として依頼があり、先日の全員協議会において説明し、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提出者 片品村議会議員 星野完治

賛成者 片品村議会議員 笠原耕作、高橋正治

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、発議第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 議会の委任による長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(入澤登喜夫君) 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

人権擁護委員 青木博子氏の任期が、平成23年6月30日で満了となるため、引き続き青木博子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規程により、議会の意見を求めるものであります。

なお、推薦にあたりましては75歳未満であること、人格識見等推薦基準に適合いたしますので、ご承認をお願いするものです。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。
これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

-
- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第22 | 議案第16号 | 平成22年度片品村一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第23 | 議案第17号 | 平成22年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第24 | 議案第18号 | 平成22年度片品村老人保健特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第25 | 議案第19号 | 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第26 | 議案第20号 | 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第27 | 議案第21号 | 平成22年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第28 | 議案第22号 | 平成22年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について |

日程第29 議案第23号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

議長(入澤登喜夫君) 日程第22、議案第16号 平成22年度片品村一般会計補正予算(第4号)についてから、日程第29、議案第23号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてまでの、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第16号 平成22年度片品村一般会計補正予算(第4号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に3億2,552万7,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ37億664万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主な増加科目は村税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金等であり、減額科目は県支出金、村債等であります。

歳出につきましては、財政調整基金積立金7,000万円、地域づくり特別事業基金積立金1億円、片品村学校建設基金積立金1億円、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業、国民健康保険特別会計繰出金等で増額となるほかは、事業の終了や額の確定等による減額調整が主なものであります。

繰越明許費につきましては、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第17号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から3,886万3,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ8億2,848万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等を減額し、繰入金等の増額をお願いするものです。

歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第18号 平成22年度片品村老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から5万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ2,431万4,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金が4万3,000円の減額であります。

歳出につきましては、医療諸費を2,133万6,000円減額し、繰出金を2,160万円増額をするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から352万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ8,658万円にお願いするものであります。

歳入歳出共に、主に事業の確定等による額の調整であります。

歳入につきましては、使用料及び一般会計繰入金の減額であります。

また、歳出につきましては維持管理費、建設改良費等の減額が主であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第4号)について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支では、スノーパル・オグナほか指定管理者からの利用料収入が当初の見込みより減少したため、684万1,000円を減額し、また武尊牧場「レストランまきば」の暖房設備修繕費用として105万4,000円を増額するものでございます。

併せてこれらの収入減と支出増によって不足する財源を補うために、一般会計からの補助金を770万円増額するものでございます。

資本的収支では、昨年夏に尾瀬ロッジ給湯設備改修工事が終了しましたので、財源となる一般会計からの補助金収入と工事関係費をそれぞれ114万円減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 平成22年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に3,381万5,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ4億860万1,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、繰入金の2,143万5,000円、国庫支出金の533万9,000円、県支出金の511万5,000円であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の3,250万円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 平成22年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ261万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,380万1,000円に願います。

歳入につきましては、分担金及び負担金と使用料及び手数料の減額であります。

歳出につきましては、総務費と施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額から102万7,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ4,643万円に願います。

歳入の主なものにつきましては、広域連合補助金が12万8,000円の減額、受託事業収入が80万円の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務管理費が102万7,000円の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 議案第16号から議案第23号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

-
- 日程第30 議案第24号 平成23年度片品村一般会計予算について
日程第31 議案第25号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第32 議案第26号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第33 議案第27号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第34 議案第28号 平成23年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第35 議案第29号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第36 議案第30号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長(入澤登喜夫君) 日程第30、議案第24号 平成23年度片品村一般会計予算についてから、日程第36、議案第30号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第24号 平成23年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成23年度当初予算の編成にあたりましては、小さくても輝く村を目指して、村民と行政との協働を基本に重点施策を定め予算編成を行った結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ32億3,900万円となり、平成22年度当初予算に比べ2,500万円、0.8%の増額となりました。

重点施策につきましては、自主・自立の村づくりのために、片品村の行動指針であり、国・県・広域圏等の事業との調整・連携のための指針である第3次片品村総合計画の後期基本計画の重点事業推進計画を策定します。

保健・福祉については、誰もが安心して暮らせるために、子育ての経済負担を軽減するための支援として子ども手当の支給につきましては、全額国庫負担として計上しました。

また、昨年に引き続き各種の予防接種事業に係る費用を予算化するとともに、疾病の予防と早期発見・早期治療のために、更に総合検診等の充実を進めます。

教育・文化については、豊かな心を育むために、片品村が目指す教育の基本的な方針及び講ずべき施策をまとめた片品村教育振興基本計画を実現するために片品村立学校のあり方検討委員会を設置します。

また、放課後の子どもたちの安全を図るとともに、保護者が安心して就労できるよう「かたしな子ども学校事業」を継続して実施します。

環境・安全については、快適で安全な生活のために、防災・防犯・消防機材などの整備と充実を図ります。

また、生活道路網の整備として、地区要望事項を推進するとともに、塗川橋の詳細設計や除雪機械の整備と充実などを実施します。

産業については、資源を活かした活気ある村づくりのために、有害鳥獣防止柵の設置等により有害鳥獣の農林業被害防止に努めるとともに、県の農業農村応援事業などの補助事業を活用し、農業者団体等の農業機械や農業施設等の整備を推進し、農業振興を図ります。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出基金事業などを活用して厳しい雇用状況に対する取組を強化します。

群馬デスティネーションキャンペーンを契機とした取組としては、キャンペーンの時期に合わせて上毛高原駅から武尊牧場までバスの季節運行を行い、片品村のイメージアップを更に推進します。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にもでき得る限り配慮をさせていただきました。

これからも、常に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行い、可能な限り村民の皆様の低負担高福祉に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を

申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,924万2,000円にお願いするものでございます。対前年比で2.9%の増であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億8,672万6,000円、国庫支出金2億8,103万3,000円、前期高齢者交付金1億1,300万1,000円、共同事業交付金1億2,598万8,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億4,757万8,000円、後期高齢者支援金等1億586万円、共同事業拠出金1億2,129万3,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第26号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8,000万円にお願いするものでございます。前年対比で455万円、5.4%の減額であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,970万4,000円、繰入金が876万7,000円でございます。

歳出の主なものは、総務費が2,570万円、施設費が3,666万5,000円、公債費が1,753万5,000円でございます。

主な事業は、配水池、水源の老朽化等に伴う改修と維持修繕、施設の維持管理費等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第27号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益は、1億2,020万9,000円、収益的支出の観光施設事業費は1億1,951万8,000円、資本的収入は2,000万円、資本的支出は8,136万6,000円でございます。

なお、一般会計補助金は1億1,500万円を予定しており、3条予算に9,500万円、4条予算に2,000万円を予定しております。

収益的収入の事業収益については、施設運営がすべて指定管理者によるものであるため、昨年度に引き続き計上がございません。

営業外収益については、1億2,020万6,000円で、そのうち一般会計補助金が9,500万円、オグナほたかの指定管理者から土地使用料及び施設使用料として1,877万2,000円、その他武尊牧場観光施設及び尾瀬ロッジの使用料等でございます。

収益的支出の事業費については、営業費用が1億1,066万4,000円で、主なものは尾瀬ロッジ、オグナほたかの施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については885万1,000円で、主なものは企業債等の利息及び消費税

でございます。

資本的収入につきましては、2,000万円で、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては、8,136万6,000円で、スキー場施設の企業債償還金とスキー場施設長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 平成23年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億519万5,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、支払基金交付金の1億1,471万9,000円、国庫支出金の9,902万9,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の3億7,840万円、地域支援事業費の1,371万3,000円、総務費の1,068万1,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第29号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,766万1,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、繰入金1億540万3,000円、使用料及び手数料が1,825万2,000円、分担金及び負担金が300万円あります。

歳出につきましては、総務費が2,544万8,000円、施設費が3,632万5,000円、建設費が948万5,000円、公債費が5,630万3,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第30号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,948万7,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2,513万7,000円、一般会計繰入金2,088万7,000円、受託事業収入216万円あります。

歳出の主なものにつきましては、総務費423万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4,413万円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 議案第24号から議案第30号までの質疑以降については、後日

の本会議において審議します。

議長（入澤登喜夫君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 零時03分 散会